

# 四日市市医療と介護・福祉関係者の情報共有システム運用要綱

平成 28 年 3 月 30 日策定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、三重県が運用する ID-Link のノート機能（以下「ノート機能」という。）を活用して、四日市市が運用する情報共有に係る情報の管理及び運用に関し、「三重医療安心ネットワーク運用規程」を遵守するものとし、そこに定めのない事項について必要な事項を定める。

2 医療関係者と介護・福祉関係者が緊密に連携するための情報共有を行うシステム(以下「システム」という。)は、多職種間での情報を共有することで、質の高い医療及び介護の提供を目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「四日市市安心の地域医療検討委員会 情報共有ネットワーク部会」（以下「情報共有ネットワーク部会」という。）とは、システムを安全かつ合理的に管理運用するための合議機関のことをいう。
- (2) 「運用責任者」とは、システムの管理運用にあたる責任者のことをいい、四日市市と公益社団法人四日市医師会の両者がこれにあたる。
- (3) 「運用担当者」とは、運用責任者の指示に基づきシステムの管理運用を行う者のことをいい、運用責任者のそれぞれの事務職員がこれにあたる。
- (4) 「利用施設」とは、三重医療安心ネットワークに参加資格のある医療機関及び当該医療機関と連携する介護、福祉等の施設であって、運用責任者が承認した施設のことをいう。
- (5) 「利用責任者」とは、利用者であるとともに利用施設がシステムを利用する際の責任者であって、運用責任者が承認した者のことをいう。
- (6) 「利用者」とは、利用施設の職員であるとともに別に定める資格者であって、運用責任者が承認した者のことをいう。

## (利用内容)

第 3 条 利用責任者及び利用者は、患者からの同意に基づき、システムを利用し、当該患者の容態や病状及びコメントを共有する。

## (利用範囲)

第 4 条 利用責任者及び利用者は、医療、介護、福祉の関係者間での情報共有の目的にのみシステムを利用できるものとする。

- 2 前項の適用範囲において、利用責任者及び利用者は、「著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」を遵守するものとする。

（情報の利用に関する理念）

第 5 条 運用責任者、運用担当者及び利用責任者、利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) システムの円滑な運用、情報セキュリティの確保及び情報の維持、管理を行うものとする。
- (2) 厚生労働省通知「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に従い、システムに保存された情報の真正性、見読性、保存性を確保し、当システムの利用において必要な情報が正確かつ迅速に利用できるよう、適正な管理運用を行うものとする。
- (3) 情報の利用及び保存管理においては、患者の個人情報の保護とプライバシーの確保を行うものとする。

（利用における責任の所在）

第 6 条 システムの利用における患者の容態や病状及びコメントの記入及び登録等については、利用責任者の責任において行うものとする。

（情報共有ネットワーク部会の責務）

第 7 条 情報共有ネットワーク部会は、次に掲げる各号を責務とする。

- (1) システムを正しく利用するため、利用責任者の研修を行う。
- (2) システムを安全かつ合理的に管理運用するため必要な事項を定める。

（運用責任者、運用担当者の責務）

第 8 条 運用責任者及び運用担当者は、次に掲げる各号を責務とする。

- (1) 利用施設から、システムの利用開始、停止又は登録内容の変更に関する申請があった場合、承認の可否を決定する。
- (2) 利用責任者から、システムの ID 及びパスワードの登録、削除又は登録内容の変更に関する申請があった場合、ただちに承認の可否を決定する。
- (3) 利用者にシステムの「接続権限」及び「閲覧権限」を付与するとともに、適正にネットワークが利用されているか監視する。また、不適正な利用があった場合には、「利用停止」を行う。
- (4) 患者又は利用者からの苦情及び相談を受け付ける窓口を設置しなければならない。

- (5) 毎年3月末時点で、1年以上利用のない利用施設がある場合、運用責任者は当該利用施設の利用停止を行うことができる。
- (6) 利用施設の利用を承認した場合でも、患者から同意がなければ、当該患者のいかなる情報も利用できない。

#### (利用手続き)

第9条 システムの利用開始、停止又は申請内容の変更を行う場合、利用責任者は所定の申請書（様式第1号又は第2号又は第3号）及び「三重医療安心ネットワーク運用規程」で定める申請書を運用責任者に提出し、承認を得なければならない。ただし、既に「三重医療安心ネットワーク運用規程」で定める申請書を提出している場合は所定の申請書（様式第1号）のみとする。なお、「三重医療安心ネットワーク利用規程」で定める申請書は運用責任者が代理申請する。また、四日市医師会の会員施設に併設する訪問看護ステーション等の利用施設において、別々の施設として申請を行わなければならない。

2 介護・福祉関係施設の利用責任者は、システムの利用開始、停止又は申請内容の変更を行う場合、所定の申請書（様式第4号又は第5号又は第6号）及び「三重医療安心ネットワーク運用規程」で定める申請書並びに所定の推薦書（様式第1号の2）を運用責任者に提出し、承認を得なければならない。なお、「三重医療安心ネットワーク運用規程」で定める申請書は運用責任者が代理申請する。

3 利用者の「識別番号（以下「ID」という。）」、及び「パスワード」並びに「付随情報」の登録・削除及び変更は、所定の申請書（様式第5号又は様式第6号）を提出し、運用責任者の承認を経て運用担当者が行う。ただし、「三重医療安心ネットワーク」にのみ利用するID及びパスワードは除く。

4 患者は、システムの利用に同意、同意の撤回又は同意内容の変更を行う場合、その意思を所定の申請書（様式第7号又は第8号又は第9号）にて提出し、示さなければならない。申請書は運用責任者が取得し、責任をもって保管する。

5 運用責任者は、前項の申請書を受理した場合、申請書の内容に応じて当該患者の登録を行う。また、様式第12号の「患者情報利用停止依頼書」を受理した場合は、当該患者のすべての情報が利用できないようにアクセス権を解除する。

#### (利用責任者及び利用者の責務)

第10条 利用責任者及び利用者は次に掲げる各号を責務とする。

- (1) システムで得た情報は、当該患者の医療及び介護、福祉以外の目的に利用してはならない。
- (2) 利用責任者は、利用者の管理について利用の停止等の必要な措置を講じな

ければならない。

- (3) システムを利用して得られた情報は利用者が医療及び介護、福祉のサービス提供のための情報として利用し、当該患者に関係のない第三者に呈示又は提供してはならない。ただし、裁判所からの命令、その他法律に基づき開示が義務づけられている場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きの規定に基づき情報を第三者に開示する場合は、事前に運用責任者へ申し出るとともに、所定の報告書（様式第 10 号）で報告しなければならない。
- (5) システムで得た情報を適正に管理し、紛失、盗難及び漏洩の防止を行わなければならない。紛失、盗難及び漏洩を確認した場合は、速やかに運用責任者へ申し出るとともに、所定の報告書（様式第 11 号）で報告しなければならない。
- (6) 利用者は申請した利用施設以外の施設で、システムを利用することはできない。ただし、利用施設が管理する情報端末を訪問先で利用する場合及び緊急時はこの限りではない。
- (7) システムに接続する情報端末は、利用施設が適正に管理するものとし、接続する端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を運用責任者へ申し出なければならない。また、情報端末を廃棄する場合は初期化したあと、適正な方法で廃棄しなければならない。
- (8) 当該患者の死亡、転居等、診療上不要となった場合は、運用責任者へ申し出るとともに、所定の依頼書（様式第 12 号）で通知しなければならない。
- (9) システムを利用する際は、セキュリティ対策に万全を期さなければならない。
- (10) システムを正しく利用するため、加入前に研修を受けなければならない。なお、当該利用施設の利用責任者が受講済みの場合は、利用者は利用責任者から研修を受けることができる。ただし、研修後、所定の確認書（様式第 13 号）を提出しなければならない。
- (11) 利用責任者並びに利用者が不適切利用を発見した場合には、運用責任者へ報告するものとする。

#### （ID及びパスワード）

第 11 条 利用者は、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 ID及びパスワードの紛失、盗難及び漏洩を確認した場合は、ただちに三重医療安心ネットワーク事務局への通知及び運用責任者に通知しなければならない。

- 3 利用責任者は、利用者のID及びパスワードを適切に管理するとともに、所属する利用者が退職等により当システムを利用できない状態になった場合、速やかに所定の申請書（様式第5号）を提出し、ID及びパスワードの削除の手段を実施しなければならない。

（患者の範囲）

第12条 システムの適用の範囲となる患者の範囲は、四日市市に住所を有するものとする。

（利用施設又は利用者の承認取り消し、利用停止）

- 第13条 利用施設又は利用者が四日市市医療と介護・福祉関係者の情報共有システム運用要綱に違反してシステムを不正に操作し、故意に、若しくは過失によりシステムの運用に重大な支障を及ぼしたとき又はシステムを損壊させたときは、運用責任者は所定の様式(様式第14号又は様式第15号)にて通知し、「承認取り消し」又は「利用停止」を行うことができる。
- 2 「利用停止」を行った場合には、運用責任者が問題点の改善を確認した後解除することができる。なお、「承認取り消し」の場合は利用再開を認めない。

（損害賠償）

第14条 利用施設又は利用者が、故意又は過失により当システムの運用に重大な支障を及ぼしたとき又は当システムを損壊させたとき、若しくは第9条に定める事項に違反し、直接又は間接的に運用責任者に損害を与えた場合は、運用責任者は利用施設又は利用者に対し、その損害に相当する費用を賠償請求することができる。

（利用料）

第15条 システムにかかる利用料については無料とする。

（他ネットワークの連携）

- 第16条 当システムは、三重医療安心ネットワークが運営するシステムと連携するものとする。
- 2 医療関係者は、システム加入と同時に三重医療安心ネットワークに参加したとみなされる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な

事項は、情報共有ネットワーク部会が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。